

**令和7年度 学校推薦型選抜（付属高等学校等）
基礎学力選抜 提出書類（オンライン入学手続完了後）**

以下の書類を期限内に提出してください。

1 提出期限 令和7年3月7日（金）郵送又は持参，持参は午後3時まで

2 提出書類等

提出書類	部数	注意事項
保証書	1	日本大学マイページから出力してください。 https://exam.nihon-u.ac.jp/guidance/net-nihon-u
出身高等学校等の卒業証明書	1	① 「卒業証書」ではありませんので，御注意ください。 ② 高等学校卒業程度認定試験合格者の場合は「高等学校卒業程度認定試験合格成績証明書」を提出してください。
住民票記載事項証明願 (住民票に代えることも可) 【2～3頁目にあります】	1	① 別紙添付書類に必要事項を記入し，市区町村の役所で証明を受けてください。 ② 住民票を提出される場合は，個人番号（マイナンバー）を記載しないでください。 ③ 記入方法については，記載見本を参照してください。
日本大学学生証台帳 【4頁目にあります】	1	① 写真を貼付してください ・添付前に裏面に受験番号・氏名を必ず記入ください。 ・上半身，縦4cm×横3cm ・スピード写真は不可 ② 卒業時まで学生証の写真として使用します。
日本大学松戸歯学部後援会会則・ 校友会趣意書 【5頁～9頁目にあります】		御一読ください（提出不要）。

外国籍の方は上記のほかに在留カードの写しを提出してください。

高等学校等の卒業日の都合上，「卒業証明書」の提出が上記の期日に間に合わない場合は，可能な限り速やかに提出してください。

3 提出先

〒271-8587 千葉県松戸市栄町西 2-870-1
日本大学松戸歯学部教務課・入試係

4 お問い合わせ 047-360-9339（入試係）

5 その他

- ① 入学前教育（任意）につきましては，後日，御案内いたします。
- ② 学校行事関係（開講式・入学式・ガイダンス・オリエンテーション等）の日程については，別途通知いたしますので，あらかじめ御承知をお願いします。

以 上

受 験 番 号

住 民 票 記 載 事 項 証 明 願

市（区）町 村 長 殿

令和 年 月 日

申請者住所 〒

氏名 印

下記のとおり住民基本台帳に記載があることを証明願います。

氏 名		生 年 月 日		性 別
		昭和・平成 年 月 日生		男・女
本 籍	都・道 府・県	世 帯 主		
住 所				

上記願出のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

市（区）町村長氏名

印

－証明者へのお願い－

この証明書は、上記枠内の者の氏名の表記、生年月日、性別、本籍を確認する目的でお願いするものです。証明に当たっては、住民基本台帳上での氏名の表記・字体に特に御注意願います。

【日本大学松戸歯学部提出用】

受験番号

受験番号を記載してください。

住民票記載事項証明願

市（区）町村長 殿

記入年月日を記載してください。

令和 ○ 年 ○○ 月 ○○ 日

「申請者」は入学予定者・保証人（保護者）どちらでも構いません。（要印鑑）

申請者住所 〒271-8587 千葉県松戸市栄町西 2-870-1

氏名 日 大 花 子

印

下記のとおり住民基本台帳に記載があることを証明願います。

氏 名	生 年 月 日	性 別
日大 花子 略字は使用しないでください。 戸籍に登録された文字で記載してください。	昭和・平成 18 年 10 月 1 日生	男・女
本 籍	都・道 府・県	世 帯 主
千葉	日大 太郎 本人の場合は「本人」と記載	
住 所	千葉県松戸市栄町西 2 丁目 8 7 0 番 1 号 ※住所の番地については略さずに記載してください。	

上記願出のとおり相違ないことを証明します。

記載せず、住民票のある市区町村の役所で証明を受けてください。

令和 年 月 日

市（区）町村長氏名

印

一証明者へのお願い一

この証明書は、上記枠内の者の氏名の表記、生年月日、性別、本籍を確認する目的でお願いするものです。証明にあたっては、住民基本台帳上での氏名の表記・字体に特に御注意願います。

【日本大学松戸歯学部提出用】

※

日本大学学生証台帳

所 属：松戸歯学部 歯学科

受験番号：_____

ふりがな：_____

氏 名：_____

写真サイズ
縦 4 cm×横 3 cm

注意事項

- 1 写真サイズは縦 4 cm×横 3 cmです
- 2 写真は背景無地，無帽，正面向きの肩から上を撮影したものとします。
- 3 写真裏面にボールペンで受験番号及び氏名を記載し，糊がはみ出さないように張り付けてください。
- 4 この台帳の写真を元に学生証を作成します。卒業まで学生証の写真として使用しますので，ふさわしい写真を張り付けてください。

日本大学松戸歯学部後援会会則

平成10年	3月	7日	制定
平成10年	4月	1日	施行
平成11年	6月	26日	改正
平成11年	6月	26日	施行
平成23年	5月	28日	改正
平成23年	5月	28日	施行
平成30年	5月	26日	改正
平成30年	4月	1日	施行
令和4年	5月	28日	改正
令和4年	5月	28日	施行

第1章 名 称

第1条 この会は、日本大学松戸歯学部後援会（以下「本会」という）と称し、事務所を松戸歯学部内に置く。

第2章 目 的

第2条 本会は、日本大学松戸歯学部（以下「学部」という）の教育方針に則り、社会に貢献できる人材の育成及び健全な学生生活の助成に協力する。

2 会員相互の親睦を図り、学部の発展に寄与する。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号による事業を行う。

- ① 学生の福利及び厚生の上昇に対する協力
- ② 学部の教育環境整備に対する協力
- ③ その他後援会の目的達成に必要な事業

第3章 会 員

第4条 本会の会員の区分は、次のとおりとする。

- ① 正会員 学部 に在学する学生の保護者、又はこれに代わる者
- ② 特別会員 本会の役員に選任された学部専任教職員

第4章 役 員

第5条 本会の事業を行うため、次の役員及び幹事を置く。

- ① 名誉会長 1人（松戸歯学部長）
- ② 会 長 1人（保護者側）

- ③ 副 会 長 2 人（保護者側 1 人・学部側 1 人）
- ④ 理 事 3 5 人以内（保護者側・学部側）
- ⑤ 監 事 2 人（有識者）
- ⑥ 幹 事 若干名（学部側）

第 6 条 会長は、松戸歯学部長（以下「学部長」という）が、会員のうちから候補者を推挙し、総会において選任する。

第 7 条 副会長・理事・監事及び幹事は、会長と学部長が協議の上候補者を推挙し、総会において選任する。

第 8 条 名誉会長を除く他の役員及び幹事の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員及び幹事は、次期総会終結時までその職務を執行する。

第 9 条 名誉会長は、会長の諮問に応じ、本会の目的達成のために必要な指導・助言を行う。

第 10 条 会長は、本会を代表し、会務を統理し、総会並びに役員会を招集する。

2 会長は、学校法人日本大学寄附行為第 24 条第 1 項第 5 号及び同施行規則第 16 条に規定する保護者評議員選出のための代表者となる。ただし、会長が代表者の資格を失ったときは、副会長（保護者側）が代表者となるものとする。

第 11 条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

第 12 条 理事は、事業の計画・実施に当たるとともに、その他必要な会務をつかさどる。

第 13 条 監事は、本会の事業及び経理を監査する。

第 14 条 幹事は、本会の運営に係る事務を行う。

第 15 条 役員会は、本会事業執行について決するものとし、必要に応じ随時開催する。

第 16 条 本会に顧問を置くことができる。顧問は本会目的達成のために必要な事項の諮問に応える。

2 顧問は会長と学部長が協議したうえで候補者を推挙し、総会で選任する。

3 顧問の任期は 1 か年とし、通算 10 年間を限度とする。

第 5 章 委員会

第 17 条 本会に必要な応じ委員会を設けることができる。

第 18 条 委員会は委員若干名をもって構成し、会長が委嘱する。

第 19 条 委員会は会長の諮問について答申する。

第 6 章 総 会

第 20 条 定期総会は、毎年 1 回会長が招集する。

2 総会の定足数は、会員の 4 分の 1 以上の出席をもって成立し、その議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

第21条 特に緊急を要する議決事項については、役員会において代行し、次回の総会に報告して事後承認を得るものとする。

2 前項の議決は、役員の3分の2以上の出席を必要とし、その過半数をもって決する。

第22条 本会は、定期総会において、次の各号の事項を行う。

- ① 会務報告
- ② 事業計画並びに予算の審議
- ③ 決算報告
- ④ 役員の選任
- ⑤ その他本会の目的達成に必要な事項

第7章 会 計

第23条 本会の経費は、会費・寄付金その他の収入をもって充てる。

第24条 本会の会費及び入会金は、正会員が負担するものとする。

第25条 本会の入会金は、100,000円とする。

第26条 本会の会費は、在学生1名につき年額30,000円とする。会費納入の時期は、毎年度始めとする。

第27条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 委 託

第28条 本会の連絡等通知業務、会費の徴収業務及びその他業務は、学部所管課に委託する。

第9章 慶 弔

第29条 本会会員並びに学生に慶弔の事柄があったとき、本会は慶弔の意を表すことができる。

2 前項の取扱い、別に定める。

第10章 会則等の制定及び改廃

第30条 本会の会則等を制定及び改廃する場合は、役員会の議を経て、総会の承認を経なければならない。

附 則

本会則は、令和4年5月28日から施行する。

日本大学松戸歯学部後援会における弔慰の取扱

平成13年	3月22日	制定
平成12年	6月25日	施行
令和4年	5月28日	改正
令和4年	5月28日	施行

日本大学松戸歯学部後援会会則による弔慰の取扱いは、次のとおりとする。

- | | | | | |
|---|---------------|-------------------|--------------|-------|
| 1 | 対 象 | 弔慰金 | 花輪・生花等 | 弔 電 |
| | 会員（本人・配偶者）の死亡 | 30,000 円
(会長名) | 1 基
(会長名) | (会長名) |
| | 会員の子女（在校生）の死亡 | 30,000 円
(会長名) | 1 基
(会長名) | (会長名) |
- 2 上記以外の弔慰金・見舞金等が発生した場合には、その都度役員会を開催し決定するものとする。ただし、緊急を要する場合は、会長に相談の上、決定できるものとする。その場合は、次回の役員会に報告して事後承認を得るものとする。
- 3 本取扱は、令和4年5月28日から施行する。

趣 意 書

拝啓 このたびは、本学に合格されましたことを心からお慶び申し上げます。

日本大学は、明治二十二年の創立以来、百三十五年の歴史と良き伝統を誇るあらゆる学問分野を有する総合大学です。現在には更なる英知の結集と知の創造を図り、「日本大学教育憲章」に示す人材の育成を目指しております。

また、大学との共生組織体である日本大学校友会は、自立・自助の精神に則って会員相互の親睦と福利増進を図り、母校の発展に寄与することを目的として活動しております。その目的達成のため、準会員制度を導入して、在学生も校友会の一員として参加いただいております。

準会員制度の意図するところは、校友会から在学生に対して積極的に教育支援を行うことにあります。校友会が次代を担う人材の育成に関わることで、大学が取り組む教育方針を後押しする力となり、大学の興隆発展に寄与するものと確信しております。

このような教育支援の理念のもと、準会員には、一部で奨学金制度を設けるほか、国際交流支援、研究支援、就職支援及び診療費の助成等を行っており、今後も幅広く学生生活を支援していく所存ですので、準会員制度の趣意について、格別のご理解とご協力を賜りたく存じます。

なお、準会員会費の納入につきましては、初年度授業料等納入時に、次年度以降は、授業料等納入時に大学・学部等から一括してご案内させていただきますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、大学・学部等を介してお納めいただいた会費につきましては、年度ごとに会計報告をして、透明性の確保に努めております。

敬具

日本大学校友会

会 長 大 谷 喜 一

各 位